

第 1 号

5月15日 (金)

令和2年第1回宇城市議会臨時会（第1号）

令和2年5月15日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-----------------|-------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | | 議長辞職の件 |
| 追加議事日程（第1号の追加1） | | |
| 日程第1 | 選挙第1号 | 議長の選挙 |
| 追加議事日程（第1号の追加2） | | |
| 日程第2 | | 副議長辞職の件 |
| 追加議事日程（第1号の追加3） | | |
| 日程第3 | 選挙第2号 | 副議長の選挙 |
| 日程第5 | | 専決処分の報告について（専決第2号、専決第8号） |
| 日程第6 | 承認第1号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）（令和元年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第7 | 承認第2号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第8 | 承認第3号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第9 | 承認第4号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第10 | 承認第5号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第11 | 承認第6号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）（令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第12 | 承認第7号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 |

		10号) (宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定)
日程第13	承認第8号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第11号)(宇城市道路占用料徴収条例及び宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定)
日程第14	承認第9号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第12号)(令和2年度宇城市一般会計補正予算(専決第2号))
日程第15	議案第41号	令和2年度宇城市一般会計補正予算(第1号)
日程第16	同意第7号	固定資産評価員の選任について(杉浦 正秀氏)
日程第17		常任委員の変更
日程第18		議会運営委員の選任

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀代美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西岡 澄浩 君 書記 小川 康明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市 民 環 境 部 長	杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	稼 隆 弘 君
土 木 部 長	原 田 文 章 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君
総 務 部 次 長	元 田 智 士 君	企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君
市 民 環 境 部 次 長	浦 田 敬 介 君	健 康 福 祉 部 次 長	岩 井 智 君
経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君	土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（長谷誠一君） ただいまから、令和2年第1回宇城市議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（長谷誠一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、2番、永木誠君
及び3番、山森悦嗣君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（長谷誠一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議あ
りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定し
ました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（長谷誠一君） 日程第3、諸報告を行います。
まず、議長の諸般の報告として、会派に異動がありましたので報告いたします。
お手元に配布のとおりであります。

次に、市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

主に、新型コロナウイルス感染症に対する本市の取組についての報告です。

初めに、各種支援策についての報告です。

第1に、市内事業者に対する支援策ですが、市の独自支援策として、市内に事業
所などがある小規模企業者や市内に住所がある事業主に対して、宇城市事業持続化
対策特別支援金を交付します。国の持続化給付金や県の休業要請協力金、事業継続
化支援金と合わせ、10万円の支援を行います。

また、中小企業資金繰り支援として、市内に本店または営業所のある中小企業小
規模事業者の資金繰りを支援するため、金融機関などから運転資金などの融資を受
けた利子の一部を補助します。年間50万円を上限に、3年間補助することとして
おります。

さらに、特に影響が大きい飲食業向けに、市内でテイクアウトが可能な飲食店の情報をまとめたウェブサイトを作成し、情報発信を行っています。昨日現在49店舗が登録されているところです。

第2に、全世帯を対象とした特別定額給付金ですが、5月11日月曜日に全世帯に対して申請書を発送しております。翌5月12日から早速持参される方が多数いらっしゃることで、申請書の作成が難しい方や銀行口座をお持ちでない方に対応するため、本庁と支所に窓口を設置します。昨日現在で、オンライン申請をされた世帯を含め約3,500世帯の申請書が提出されています。現在、支払いに向けた手続きを行っているところであり、5月下旬から順次支給を行っていきます。全ての世帯に支給され、市内で使っていただくと約59億円の経済効果となります。皆様の中で受取を辞退される方がいらっしゃいましたら、辞退されることなく、是非ともお受け取りいただき、市の経済を支える活動に使用していただくことを御検討ください。

次に、行政機能をやめない取組の報告です。4月16日から職員の勤務場所を分散する取組を開始し、4月22日からは週休日を割り振ることによる勤務日の分散を行ってきました。さらに5月7日からは、課員を2つのグループに分け、一方を在宅勤務、他方を通常勤務とするグループローテーション勤務を行っており、5月29日まで実施する予定です。この取組によりフロアで働く職員数を抑え、庁舎内で感染者が発生した場合でも、業務を継続できる態勢を取っております。また来庁者との接触による相互感染を防止するため、4月17日から窓口カウンターに飛沫感染防止用の仕切りを設置しております。政府対策本部が決定した出勤者の4割減を目標に、接触の機会を極力減らす取組を継続し、市役所におけるクラスターの発生と庁舎閉鎖という最悪の事態を予防していきます。

以上、行政報告といたします。

○議長（長谷誠一君） 行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

これから議会の構成を行いますので、ここで執行部の退席を求めます。

（執行部退席）

○議長（長谷誠一君） 私は、昨日5月14日付けで、議長を辞職する旨の辞職願を副議長に提出をいたしております。これより、私の一身上の件に関することではありません。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場することにし、これより議事の進行は、副議長にお願いをいたします。

（長谷誠一君 退場）

（河野正明君 着席）

-----○-----

日程第4 議長辞職の件

○副議長（河野正明君） 日程第4、議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。長谷誠一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河野正明君） 異議なしと認めます。したがって、長谷誠一君の議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで、長谷誠一君の入場を求めます。

（長谷誠一君 入場）

○副議長（河野正明君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河野正明君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、書記に追加日程を配布させます。

（追加議事日程配布）

-----○-----

追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙

○副議長（河野正明君） 追加日程第1、議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河野正明君） 異議がありますので、選挙は投票で行います。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

-----○-----

○副議長（河野正明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（河野正明君） ただいまの出席議員は、22人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人を7番、高本敬義君、8番、大村悟君、9番、福永貴充君の3人を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名で、必ず名前まで記入をお願いします。

(投票用紙配布)

○副議長（河野正明君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（河野正明君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○副議長（河野正明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（西岡澄浩君） 1番、原田議員。2番、永木議員。

3番、山森議員。4番、三角議員。

5番、坂下議員。6番、高橋議員。

7番、高本議員。8番、大村議員。

9番、福永議員。10番、溝見議員。

11番、園田議員。12番、五嶋議員。

13番、福田議員。15番、渡邊議員。

16番、河野一郎議員。17番、長谷議員。

18番、入江議員。19番、豊田議員。

20番、中山議員。21番、石川議員。

22番、岡本議員。

最後に、副議長お願いします。

○副議長（河野正明君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（河野正明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。高本敬義君、大村悟君、福永貴充君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（河野正明君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 21票

無効投票 1 票
有効投票のうち、石川洋一君 1 6 票
中山弘幸君 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、石川洋一君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

○副議長(河野正明君) ただいま議長に当選されました石川洋一君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

石川洋一君、議長の当選承諾及び挨拶を求めます。

○議長(石川洋一君) 一言御挨拶を申し上げたいと思います。多くの議員の方々に御推薦をいただきまして、御選任をいただきました。本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げたいと思います。もとより浅学非才で、皆様方に大変御迷惑をおかけするのではないかと思いますけれども、誠心誠意、一生懸命頑張ってまいりたいと思います。皆様方の御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルスが現在も猛威を振るっておりまして、なかなか復調の兆しがない中、昨日のニュースを見ておりますと、ようやく39の県で緊急事態宣言が解除をされたという中で、各県の取組がさらに求められている時期がやってまいりまして、我々のこの宇城市も、非常に重要な時期が来たのではないかなというふうに思いますが、いろいろ聞いてみますと、各党派の中でも宇城市に対し、いろんな意見書を出しておられるということも聞いております。非常に大事なことだと思いますし、敬意を表したいと思っております。我々議会もこのかかる事態に、どうやって市民の命、暮らしを守るかということが求められているのだろうと思いますので、一生懸命皆さん方と一緒に、宇城市の発展のために、また議会の発展のために頑張りたいと思っておりますので、どうぞ御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任にあたっての御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○副議長(河野正明君) 議長の選挙が終わり、私の職務は終了しました。皆さんの御協力に対し、心から感謝を申し上げます。

石川議長、議長席にお着き願います。

(石川洋一議長 着席)

○議長(石川洋一君) ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長の河野正明君から一身上の都合により、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加をし、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記に追加日程を配布いたさせます。

（追加議事日程配布）

-----○-----

追加日程第2 副議長辞職の件

○議長（石川洋一君） 追加日程第2、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、河野正明君の退場を求めます。

（河野正明君 退場）

○議長（石川洋一君） お諮りします。河野正明君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、河野正明君の副議長の辞職を許可することに決定をしました。

ここで、河野正明君の入場を求めます。

（河野正明君 入場）

○議長（石川洋一君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

ここで、書記に追加日程の配布をいたさせます。

(追加議事日程配布)

-----○-----

追加日程第3 選挙第2号 副議長の選挙

○議長(石川洋一君) 追加日程第3、副議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(石川洋一君) 異議がありますので、選挙は投票で行います。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

-----○-----

○議長(石川洋一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

○議長(石川洋一君) ただいまの出席議員は、22人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人を10番、溝見友一君、11番、園田幸雄君、12番、五嶋映司君の3人を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名で、必ず名前まで記入をお願いします。

(投票用紙配布)

○議長(石川洋一君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石川洋一君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(石川洋一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長(西岡澄浩君) 1番、原田議員。2番、永木議員。

3番、山森議員。4番、三角議員。

5番、坂下議員。6番、高橋議員。

7番、高本議員。8番、大村議員。
9番、福永議員。10番、溝見議員。
11番、園田議員。12番、五嶋議員。
13番、福田議員。14番、河野正明議員。
15番、渡邊議員。16番、河野一郎議員。
17番、長谷議員。18番、入江議員。
19番、豊田議員。20番、中山議員。
22番、岡本議員。

最後に、議長お願いします。

○議長（石川洋一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。溝見友一君、園田幸雄君、五嶋映司君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（石川洋一君） 開票の結果を報告します。

投票総数 22票

有効投票 17票

無効投票 5票

有効投票のうち、大村悟君 17票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、大村悟君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○議長（石川洋一君） ただいま副議長に当選されました大村悟君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

大村悟君、副議長の当選承諾及び挨拶を求めます。

○副議長（大村 悟君） おはようございます。お許し頂きまして一言御挨拶を申し上げます。ただいま荣誉ある宇城市議会の副議長に御選任を賜り、大変光栄に存じますとともに心から厚くお礼を申し上げます。今まさに、その責任の重さをひしひしと痛感している次第でございますが、ここに御推挙をいただきましたからには、石川議長を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会の更なる活性化に努めてまいり所存でございます。どうか先輩並びに同僚議員

の各位におかれましては、今後ともなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが就任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。頑張ります。

○議長（石川洋一君） ここで執行部の復席を求めます。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議長辞職の件で許可されました長谷誠一君、並びに副議長辞職の件で許可されました河野正明君のお二人から、挨拶の申出があります。

○17番（長谷誠一君） 議長辞任にあたりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

顧みますと、平成30年5月臨時会におきまして、議員各位の温かい御支援によりまして御推挙をいただき、市議会議長の栄職に就かせていただきました。この間、短才全く微力ではありますが、明るい市政の確立と円滑な市議会の運営にひたすら精進してまいったつもりではありますが、何分にも力及ばず皆様方の御期待に十分と添い得なかったことを誠に申し訳なく存じております。幸いにいたしまして、先輩、同僚議員から格別の御支援、御協力をいただき、また守田憲史市長をはじめ、執行部の皆さん並びに報道関係の皆様におかれましては、本当に無能な私に2年間よく御協力をいただき、その任務をまがりなりにも果たし得たことにつきましては、心からお礼を申し上げまして、言葉は足りませんが、議長退任の御挨拶といたします。大変お世話になりました。

○14番（河野正明君） 皆さん、こんにちは。河野正明でございます。ただいま退任の挨拶の機会を与えていただきまして、心より感謝を申し上げます。副議長として2年間務めさせていただきました。その間、皆様からの御指導そしてまたいろんなアドバイス等、また御協力をいただきまして、2年間副議長として皆様方のおかげをもって務めさせていただくことができました。この場をお借りいたしまして、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。今後は、一議員として石川議長そして大村副議長をしっかりと支えてまいりたい、そのような決意に立っております。本当に2年間、皆様方には大変お世話になりました。本当にはなはだ簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（石川洋一君） お二人には、2年間の御労苦に対し、心からねぎらいを申し上

げますとともに、今後の議会運営に際しまして、お力添えを賜りますようよろしく
お願いをいたします。

-----○-----

日程第5 専決処分の報告について（専決第2号、専決第8号）

○議長（石川洋一君） 日程第5、専決処分の報告について、専決第2号及び専決第8
号を議題とします。

報告第2号、専決第2号市営住宅滞納家賃等の支払い又は住宅の明渡しを求める
訴えの提起（和解を含む。）及び報告第3号、専決第8号公園敷地内で発生した草
刈り機による車両損傷に係る損害賠償額の決定についてを一括して詳細説明を求め
ます。

○土木部長（原田文章君） 報告第2号、専決処分の報告について（訴えの提起）の詳
細を説明します。

議案集の3ページをお願いします。本件は、市からの再三の納付指導を行ったに
もかかわらず、滞納が解消せず納入相談にも応じない者に対する、市営住宅に係る
家賃等の請求及び明渡しの請求に係る地方自治法の規定に基づく訴えの提起です。

令和2年2月28日付けで、5件352万8,960円について専決処分をしま
したので、地方自治法の規定により報告するものです。

次に、報告第3号、専決処分の報告について詳細を説明します。

議案集の6ページをお願いします。本件は、令和2年3月4日に、松橋町大野の
大野川親水公園の除草作業で草刈り機を使用中、小石が飛び近くに駐車してあった
車両を損傷させたことで、市に賠償責任が生じたものです。

令和2年4月7日付けで、市長において専決処分をいたしました。損害賠償額は
15万5,188円です。

以上で、報告第2号から第3号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 報告第2号及び報告第3号の詳細説明が終わりました。

これで専決処分の報告について、専決第2号及び専決第8号を終わります。

-----○-----

日程第6 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第
3号）（令和元年度宇城市一般会計補正予算（専決第1
号））

日程第7 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第
4号）（宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制
定）

日程第8 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第

- 5号) (宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定)
- 日程第9 承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第6号)(宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第10 承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第7号)(令和2年度宇城市一般会計補正予算(専決第1号))
- 日程第11 承認第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第9号)(令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))
- 日程第12 承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第10号)(宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第13 承認第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第11号)(宇城市道路占用料徴収条例及び宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第14 承認第9号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第12号)(令和2年度宇城市一般会計補正予算(専決第2号))
- 日程第15 議案第41号 令和2年度宇城市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 同意第7号 固定資産評価員の選任について(杉浦 正秀氏)

○議長(石川洋一君) 日程第6、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第3号)(令和元年度宇城市一般会計補正予算(専決第1号))から、日程第16、同意第7号固定資産評価員の選任について(杉浦正秀氏)までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長(守田憲史君) 本日の臨時議会の開催、大変お世話になります。

今回提出しますのは、承認案件では、専決処分の報告及び承認9件、予算案件では、一般会計補正予算の1件、同意案件では固定資産評価員の選任1件の合計11件でございます。

一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ3億1,802万4千円を追加し、予算の歳入歳出総額を404億2,013万9千円としています。早期の議会議決をお願いいたしたく、臨時会の開催をお願いしたものでございます。

詳細につきましては、関係部長が説明いたします。これらの案件につきまして、

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第1号から同意第7号までの提案理由の説明が終わりました。

これから、承認第1号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）（令和元年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号））について、詳細説明いたします。

議案集は8ページから9ページになります。資料集では、別冊の令和元年度宇城市各会計補正予算宇城市一般会計補正予算書専決第1号になります。

令和2年3月26日付けで市長において専決処分を行ったため、地方自治法の規定により、議会に報告し承認を求めますのでございます。内容につきましては、令和2年3月に発せられました国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を受け、新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する経費について専決処分を行ったものです。

それでは、配布しております、令和元年度宇城市各会計補正予算書宇城市一般会計予算書（専決第1号）、1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,324万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ338億1,487万7千円としております。

2ページに移ります。主な歳入費目では、款14国庫支出金、項2国庫補助金で1,428万5千円を増額しております。

次の3ページに移ります。歳出費目では、款3民生費、項4児童福祉費で1,324万1千円を増額しております。

続きまして、歳出の主な内容とその特定財源について説明いたします。

7ページをお願いします。款3民生費、項4児童福祉費、目3子ども・子育て支援費、節13委託料で、放課後児童健全育成事業委託料694万5千円を増額しております。新型コロナウイルス感染症対策により小学校が臨時休校になったことによりまして、学童クラブの臨時開所に伴う経費の増額でございます。同じく節19負担金補助及び交付金で、保育環境改善等事業補助金629万6千円を増額しています。市内の私立保育所等に対しまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、消毒液や空気清浄機などの購入費を補助するものです。

以上で、承認第1号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第1号の詳細説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 放課後児童育成健全事業の委託料の件ですけれども、いろいろアンケートなんかを採ってみると、いわゆる学童はこの休校期間中になって、逆に人数が減っているような状況なんですけど、執行状況をちょっと概略で結構ですから教えてください。

○健康福祉部長（那須聡英君） 3月3日から29日まで、一番多いところで16日間開設をしております。定員数からしますと、利用者の方は大体3分の1ぐらいが利用されたという状況になっております。

○12番（五嶋映司君） 3分の1ぐらいで、結局これは694万5千円というのは、新たに開設した費用、ちょっと意味がなかなか分かりにくいんですけど、実際には聞くとところによると、今まで学童保育が忙しくて行っていたんですけど、この休校期間中になったら逆に人が十分いるんで、行くのが行きにくくなったというか、結果的には学童保育をパートで行ったけど、辞めざるを得なかったというような御意見も伺ったことがあって、都市では確かにこういう状況があるんですけど、この宇城市の雇用関係の状況とか、利用している子どもの状況とか、後で聞いてもいいですけど、概略をちょっと教えてください。

○健康福祉部長（那須聡英君） 放課後健全育成事業の委託費についてですけれども、開所するだけで一応10,200円というような予算立てです。それと人材の確保に対しては20,000円、それと障がい児の対応で6,000円というような状況で、それと備品関係、消毒液であるとかゴム手袋、マスク、空気清浄機等を入れたところで予算計上をしております。利用状況については、会社等が休みになって家庭におられるところが預けておられないところと、仕事でどうしても駄目な場合は祖父母の家庭に預けられていたというところで、自粛の要請はこちらからかけてはおりませんけれども、自然的に減ったというような状況でございます。

○議長（石川洋一君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） これで、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）（令和元年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第1号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。次に、承認第2号の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定）について、詳細説明を申し上げます。

議案集は10ページ、11ページ。説明資料は2ページをご覧ください。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、宇城市介護保険条例の一部を改正する必要が生じ、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で市長において専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正の概要としましては、低所得者の第1号被保険者の介護保険料について公費の追加投入により軽減強化を図るものでございます。具体的な改正内容としまして、条例第2条第2項において、第1段階の第1号被保険者の保険料を22,700円に、第2条第3項において、第2段階の保険料を37,800円に、第2条第4項において、第3段階の保険料を53,000円にそれぞれ引下げを行うものです。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第2号の詳細説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） 15番、うき未来21の渡邊です。ただいま議題に上がっております承認第2号及び専決第4号について質疑を行います。

3月の第1回の定例会の時に、約9,900万円の国からの要するに消費税値上げに対する低所得者への補助の予算が上がっておりました。おそらくその9,900万円がここに、この財源として減額されるものだというふうに一応理解はしてい

るんですが、それでその理解でいいのかというのが1点ですね。

それと、この1号、2号、3号のいけば割合といいますか、ここで私が思ったのは、昨年、おそらくどこかの資料を私探したんですけどちょっと分からなくて、いつの議会だったかなと思って。去年10月から値上げに対して、要するに半年分の助成が来ていますね。そこでこの条例改正があって。基本的にその1号の28,400円という額が出されたというふうには記憶しているんですが、それが今度22,700円になると。ただ、2号と3号において結局47,300円から37,800円というのは、9,500円の差があるんですね。すると3号は、54,900円から53,000円ということで1,900円。1号は、単純に28,400円から22,700円ということで5,700円ですね。この1号、2号、3号のこの金額の差というか、一律に減額されていないなと私は思ったんですね。だから、そこら辺の理由と、あとは、その1号、2号、3号の皆さんどれぐらいの人数がいらっしゃって、そこにどのくらいお金が結局トータルとして投入されたのか。要するに、結果として9,900万円がここに入ってきたというふうに理解しているんですが、今私が申し上げたことでよろしいのかどうなのか。それとその減額の割合ですね。それが、なぜこのようになっているのかを説明していただけたらありがたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 最初の質問ですけれども、渡邊議員が話されました当初予算で9,900万円の予算で間違いございません。それを国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担するというようなことでいいかと思えます。

それと2番目の質問ですけれども、1号から3号までの数ですけれども、1号の第1段階から第3段階までの数です。第1段階の対象者が3,566人、第2段階の数が2,070人、第3段階の数が1,653人です。負担の割合ですけれども、令和元年度は、基準額の0.45から0.375、37.5%を負担していたものが、今回0.075下がりまして0.3に下がっております。それと第2段階の場合は、0.75の負担割合が令和元年度は0.625だったものが今回は0.5、50%の負担ということになります。それと第3段階が0.75から令和元年度0.725だったものが今度0.7ということで、負担の割合がされております。それぞれの影響額は、第1段階が5,384万6,600円、第2段階が3,912万3千円、第3段階が611万6,100円ということで、これらを合計しますと9,900万円というふうなことになります。一律に減額がされていないという理由ですけれども、これは国の方の法律でそのようになっているわけですけれども、所得の制限がありまして、第3段階までそれぞれ全部非課税の世帯です。第1段階が所得の無い方ですね、80万円以下の世帯です。80万円から120万円までが第2段階です。第

3段階が120万円を超える方々ということで、それぞれに負担割合で率が決められておりますので、市の方で設定をしたものではございません。人数と金額については先ほど申し上げたとおりでございます。

○15番（渡邊裕生君） 概略は分かりました。ただ、その年額から見て2号の方の引下げ額が一番大きくなっているというのが何でなんだろうと。それはたぶん所得の割合だとか、今いろいろおっしゃられたことに起因するだろうというふうに思っているんですが、2,070人ぐらいの方の引下げ率が、逆にパーセントからいうと一番大きいというふうに私は思ってしまうんですけど、そこら辺に対して何かコメントありますか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 結果的にその段階の人数で、このようになったと思いますけども、所得の負担割合ということで制度にのったものだというふうな認識をしております。

○15番（渡邊裕生君） もうこれ以上は、また委員会でお願ひしたいと思います。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第2号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第2号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）宇城市税条例等の一部改正について、詳細説明いたします。

議案集は12ページから24ページ。説明資料は3ページから54ページまでとなっております。大変申し訳ございませんが、説明資料の訂正をさせていただきます。説明資料3ページ、第24条の（2）にあります125万円を改正後（案）、現行ともに135万円に訂正をお願いいたします。確認漏れで申し訳ございませんでした。ここに訂正しおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今臨時会での詳細説明については議長のお許しを頂き、お手元に配布しております税条例の一部改正のポイントを参照しながら説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、宇城市税条例等の一部を改正する必要性が生じ、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、議会において議決すべき事件を3月31日付けで市長において専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものです。

それでは、改正内容について御説明申し上げますが、改正が条項号のずれによるものや元号の改正に伴うものなど多岐にわたるため、主なものについて改正のポイントと説明資料に沿って説明いたします。本則から説明します。ポイントの表の左端に通し番号が付けてございます。その番号に沿って説明をさせていただきます。

まず、ポイントの1ページ4番及び6番の市民税、説明資料の3ページ第24条第34条の2は、非課税措置所得控除について寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものです。これは、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を1つにする単身者について、同一の控除を適用するものです。

ポイントの2ページ8番、説明資料の4ページ第36条の3の2及びポイントの9番、説明資料5ページの第36条の3の3は、給与所得者又は公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族報告書にその旨の記載（寡夫の記載）を不要とする措置を講じるものです。

ポイントの3ページ20番の固定資産税、説明資料の6ページ第54条は、市町村が調査を尽くしても所有者が1人も明らかにならない資産について、その土地に使用者がいる場合には、その使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し固定資産税を課することができるものとするものです。

ポイントの4ページ24番、説明資料9ページの第74条の3は、市内の土地または家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合における現所有者に

賦課徴収に必要な事項を申告させることができるものとする規定です。

ポイント26番のたばこ税、説明資料の10ページ第94条は、葉巻たばこの課税方式について措置を講じるもので、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間で、軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、2段階で見直しを講じるものです。今現在たばこの課税については、金額ではなくて本数課税となっております。ちなみに紙巻きたばこは1,000本当たり13,244円の課税となっております。葉巻たばこにおいては²⁷単位の課税となっておりますので、軽量の紙巻きたばこの換算方法を変えるというようなことでございます。

次に、附則について説明をいたします。

ポイント6ページ43番の市民税、説明資料23ページの附則第17条は、個人が低未利用土地等（居住や事業用に利用されていない土地）を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る課税の特例を新設する規定です。

ポイント44番、説明資料24ページの第17条の2は、有料住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。現在は平成32年で終了となっております。

以上が、主な改正の説明になります。承認第3号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第3号の詳細説明が終わりました。

これから承認第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第3号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第3号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、承認第4号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）宇城市国民健康保険税条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

議案集は25ページから26ページ、説明資料は55ページから57ページまでとなっております。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令等が3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、議会において議決すべき事件を3月31日付けで市長において専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものです。

改正の概要は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、課税限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険税の算定に係る基準等を見直すことが主眼となっております。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を63万円（現行61万円）に、介護納付金に係る限度額を17万円（現行16万円）に引き上げるものです。また、低所得者層における国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定は、被保険者の数に乗すべき金額を28万5千円（現行28万円）に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定は、被保険者の数に乗すべき金額を52万円（現行51万円）に引き上げるものです。

附則第6条及び第7条については、土地基本法等の一部を改正する法律の改正に合わせた改正です。

以上で、承認第4号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第4号の詳細説明が終わりました。

これから承認第4号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 自席で行います。例年毎年やっていることで、昨年これはたぶんなかったと思うんですけど、政令で上げるから自動的に上げるということなんですけれども、まずは、これを市町村がこの政令に従わなかった場合にどういう形になるのか、その点が1つ。

もう一つは、国保税で徴収される総額が、介護保険の負担金だとか後期高齢者の負担金なども含めて、限度額の最高額はいくらになるのか。

3つ目が、市民に対する影響額、いわゆる国保税の徴収額の増え方が、このことによってどの程度市民に影響がある金額になるのか。この3点を伺います。

○市民環境部長（杉浦正秀君） まず、この改正の必要性と伺いますか、一律に改正する理由についてでございますけれども、今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴う政令でございますので、地方自治体に条例改正を委任する形となっております。よって自治体での独自性を持つことは可能ではございますが、全国一律の改正であり、税の公平性の確保の観点から速やかに整備し施行するため、専決処分とさせていただきます。

この政令に従わない場合、どうなるのかということでございますけれども、専決処分をしないで議会で議論した場合とか、いろんな場合におけるこれに従わないような場合におきましては、国の施行日に反したということになるかと思っております。施行を怠ったとして、何らかの国からの指導があるものと判断をいたしております。当然、交付金等への影響が出てくる可能性がございますので、国保運営にも影響を及ぼすものということで考えております。

それから、その影響というものでございます。この改正による影響は、前年度の所得を用いて算定した場合、課税限度額の引上げにより限度額超過世帯は基礎分です。ね、11世帯減の212世帯、介護納付分6世帯減の68世帯が見込まれております。また、低所得者対象の軽減措置により、5割軽減世帯は24世帯増の1,460世帯に、2割軽減世帯数は19世帯増の1,031世帯と見込まれております。今回の分は、低所得者層の負担に配慮した形というものでございます。

全体における影響ということで、国保税全体では3万円の引上げによりまして約510万円の増加、軽減分で約160万円の減額ということで、差引きまして影響額は350万円の増額というふうに試算をいたしておりますが、しかしながら、あくまでも前年度の所得で計算しておりますので、いろんな経済の状況を踏まえ、低所得者層が増加した場合には減額になるということが予想されております。

限度額の総額につきましては、今回の改正によりまして99万円ということになります。

○12番（五嶋映司君） 政令に従わなかった場合の、従わないというか市の独自性を活かした場合には、ペナルティがあるだろうという予測ですね。実際に、ほかの市町村がこういうのをやったところがあるのかどうか。例えば、今回おっしゃったように、今回の増額で今粗々の計算で350万円ぐらい、国保全体の中でね。しかもそれは高額所得者だけにそれだけ増えるという形になる影響と思うんですけども、しかし、このことによってずっと国保税の負担感がずっと大きくなってきている。それともう一つは、他の健康保険、共済だとか政府勸奨だとか、その辺との差額の

開きがこれでどうなるのか、ちょっと今ここで答えられなければ、もうやむを得ないんですけども、その辺を非常に危惧するんですけども、その辺の検討はされたかどうか。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 自治体でこの改正に従わなかったという自治体について、現在のところ、そういった情報は私の手元には得ておりません。この改正につきましては、特に熊本県におきましては、国保税の算定の一本化というものを目指しているというような状況下でございますので、独自性という部分を持ちますと、その一本化についてもさらに難しくなってくるというふうに考えておりますので、この政令どおりの改正ということで判断をいたしております。

国保税につきましては、国保の運営審議会等で協議を行いながら、その税率については定めさせていただきたい、またお諮りしたいと思っております。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第4号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから承認第4号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第4号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、承認第5号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号））の詳細説明をいたします。

議案集は27ページから28ページです。資料集は、別冊の令和2年度宇城市一般会計補正予算の中の宇城市一般会計補正予算（専決第1号）になります。

令和2年4月1日付け、市長において専決処分を行ったため、地方自治法の規定によりまして、議会に報告し承認を求めるものでございます。

ここで、若干予算書の番号について説明したいと思います。こちらにございますこの一番上の方に専決第7号というのは、これは暦年でとる市役所がとる専決番号というものの通し番号でございます。これは1月から始まっております。その下、令和2年度一般会計補正予算専決第1号のこちらは、予算として年度ごとに専決を何回やったかという補正予算第1号という同じような書き方でございます。先ほど令和元年度宇城市一般会計補正予算専決第1号で、今度は令和2年度宇城市一般会計補正予算専決第1号でございますので、令和元年度については、専決予算を3月26日までなかったということで、令和2年度につきましては、4月1日から専決が出たということの違いでございます。

それでは、中身の方に入らせていただきます。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で、令和2年3月26日に専決処分しました補正予算に引き続き、県と連携した農林水産業に対する金融支援策や、市単独で行う中小企業等への金融支援、感染拡大防止に要する経費を中心としたものになっております。また、組織再編による最終歳出予算の同額組替えを各款、項、目間で併せて行っております。

それでは、配布しております先ほど申しました宇城市一般会計補正予算（専決第1号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,888万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ340億5,628万1千円としています。

2ページに移ります。歳入費目では、款15県支出金、項2県補助金で652万円の増額、また、款18繰入金、項2基金繰入金で6,236万8千円を増額しております。

3 ページに移ります。主な歳出費目では、款 2 総務費、項 1 総務管理費で、1,992万9千円を増額、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費で1,419万4千円を増額、また、款 6 商工費、項 1 商工費で2,788万5千円を増額を行っております。

4 ページに移ります。第 2 表債務負担行為補正でございます。1 追加で、県と連携した施策である農林漁業の経営安定資金の利子補給金及び保証料助成金や市単独事業となる中小企業特別融資資金利子補給補助金について、紙面のとおり 7 件を追加しています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。

10 ページをお願いします。款 3 民生費、項 2 障害者福祉費、目 2 障害者自立支援費、節 1 9 扶助費で、新型コロナウイルス対策放課後等デイサービス支援事業 500 万円を追加しております。特別支援学校等の休業に伴い、放課後デイサービスの利用増加が見込まれるため、事業者の負担に対して支援するもので、この経費の財源は全額県支出金となっております。

続いて、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費では、新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費として1,419万4千円を追加しております。節 1 0 需用費で消耗品費、印刷製本費としまして1,382万円、節 1 2 委託料で消毒殺菌業務委託料 20 万 9 千円、節 1 7 備品購入費では、感染拡大防止のための機械器具購入費 16 万 5 千円を追加しています。こちらの財源は、全て一般財源となっております。

続いて、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費で 209 万 1 千円を追加しております。新型コロナウイルス対策に係る金融支援として、農業経営安定資金利子補給補助金 155 万 7 千円、同じく保証料助成金として 53 万 4 千円を追加しています。特定財源としまして、県補助金 134 万 2 千円を見込んでおります。同じく項 2 林業費、目 2 林業振興費で 14 万 8 千円を追加しております。

11 ページに移ります。こちらと同じく項 3 水産業費、目 2 水産業振興費で 14 万 8 千円の追加です。いずれも農業関係と同様の制度でありまして、林業者、漁業者を支援するものでございます。

続いて、款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 商工振興費です。次の 12 ページにおいて、節 1 8 負担金補助及び交付金で、市の単独事業としまして、新型コロナウイルス対策中小企業特別融資資金利子補給補助金 4,560 万円を追加しています。こちらの財源は、全て一般財源となっております。同じく目 4 観光費、節 1 7 備品購入費で 170 万 7 千円を追加しています。これは、現在整備中の地域間交流施設金桁温泉でございますが、こちらにおいて新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和元年度中における物品の納入が年度末までに見込めなかったため、改め

て令和2年度に予算措置をして対応を行うものでございます。

それと、今回、組織再編を行いましたところでございまして、款2総務費、款6商工費及び款7土木費における款・項・目間で、いくつかの歳入歳出予算の組替えを行っておりますが、いずれの組替えも当初予算額との同額の組替予算となっており、歳入歳出とも補正合計額への影響はございません。

最後に、歳入の説明をいたします。

7ページにお戻りください。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金を6,236万8千円追加しまして、補正後の財政調整基金繰入金を22億2,592万2千円としております。特定財源につきましては、歳出の説明の中で説明しました。今回の事業実施にあたり、特定財源で不足する額について一般財源として財源調整したものでございます。

以上で、承認第5号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第5号の詳細説明が終わりました。

これから承認第5号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第5号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから承認第5号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第5号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第6号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 承認第6号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について、詳細説明します。議案集は29ページから30ページとなります。

新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険加入者への傷病手当金を支給するため、令和2年度宇城市国民健康保険特別会計にて予算を確保する必要が生じ、急を要したことから、4月13日付けで市長において専決処分をいたしましたので、報告を行うものです。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ687万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億9,921万5千円とするものです。

まず、歳入を説明しますので6ページをお開きください。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金687万5千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金に係る特別調整交付金です。

次に、歳出を説明しますので7ページをお開きください。

款2保険給付費、項6傷病手当諸費、目1傷病手当費687万5千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金です。なお、この傷病手当金の支給対象者は、宇城市国民健康保険加入者のうち、給与の支払いを受けている方ということになります。

算定方法について説明します。

本市の国民健康保険の加入者は、3月31日現在15,055人です。想定しました支給対象者数は、被用者（給与の支払いを受けている方）を30%とし4,516人、そのうち罹患率を1%とし45人としています。80%を軽症者として36人、重傷者が20%で9人と算定いたしました。

次に、一日当たりの支給額については、厚生労働省が公表しています平成30年度国保実態調査の数値を基に、一世帯当たりの平均所得額136万7千円から20日間勤務したとして、一日当たりの給与収入額を5,700円と設定しました。支給額は、その3分の2相当額の3,800円となります。

支給対象期間は、療養のため連続して3日間仕事を休んだのち、4日目以降について支給をするため、軽症者が約1か月である28日間（31日からマイナス3日）、重傷者が約3か月である89日間（92日からマイナス3日を）として算定を行っております。軽症者で36人×28日×3,800円で383万400円、重傷者が9人×89日×3,800円で304万800円ということで算定をいたしております。

以上で、承認第6号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第6の詳細説明が終わりました。

これから承認第6の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第6号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第6号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）（令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第6号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

次に、承認第7号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 承認第7号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。議案集は31ページから33ページをお願いします。説明資料は58ページから60ページになります。

新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険加入者へ傷病手当金を支給するため、宇城市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、4月13日付けで市長において専決処分をいたしましたので、報告を行うものです。

主な改正内容は、宇城市国民健康保険加入者で給与の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染若しくは発熱等の症状があり、感染が疑われるために休業した期間について傷病手当を支給するものです。

一日当たりの支給額は、直近3か月の給与収入額を直近3か月間の就労日数で除した一日当たりの平均給与額の3分の2に相当する額となります。

支給対象期間は、療養のため連続して3日仕事を休んだのち、4日目以降の仕事を休んだ日について支給をするものです。ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで支給をするものです。申請には、申請書に加え、事業主や医療機関の証明が必要となります。令和2年1月1日に遡って適用することにより、新型コロナウイルス感染症に感染、若しくはその対策で休業された方に対して、速やかにかつ適切に支給したいと考えています。

以上で、承認第7号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第7号の詳細説明が終わりました。

これから承認第7号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第7号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第7号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて専決第10号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第7号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第7号は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第8号の詳細説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） 承認第8号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第11号）（宇城市道路占用料徴収条例及び宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定）について、詳細説明をいたします。議案集の34ページと35ページと、説明資料は61ページと62ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス対策の特別措置法による緊急事態宣言区域が、4月16日全

国に拡大されました。これに伴い、条例により4月30日までを納期と定めている道路及び河川の占用料につきまして、緊急事態措置期間中における窓口納付を控えていただくため、令和2年度に限り、納期を5月29日までに延長する必要が生じ、急を要したことから、4月17日付けで市長において専決処分をしましたので、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

以上で、承認第8号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第8号の詳細説明が終わりました。

これから承認第8号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第8号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから承認第8号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第8号専決処分の報告及び承認を求めることについて専決第11号宇城市道路占用料徴収条例及び宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第8号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第8号は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第9号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、承認第9号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号））について、詳細説明をいたします。議案集は36ページから37ページです。資料は、別冊の令和2年度宇城市各会計補正予算の中の宇城市一般会計補正予算（専決第2号）になります。

こちらは、令和2年4月27日付けで市長において専決処分を行ったため、地方自治法の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で、令和2年4月1日付けで専決処分した補正予算に引き続き、国民一人当たり10万円を支給する特別定額給付金や児童手当を受給する子育て世帯の児童一人当たり1万円を支給する子育て世帯向け臨時特別給付金の給付事業など、国の施策に応じた複数の事業を迅速かつ的確に行うため、歳入歳出予算の補正を早急に講じるものです。

それでは、配布しております、令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ60億4,583万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ401億211万5千円としています。

2ページに移ります。主な歳入費目では、款14国庫支出金、項1国庫負担金で387万円、同じく項2国庫補助金で60億3,300万円余を追加しています。

3ページに移ります。主な歳出費目では、款2総務費、項1総務管理費で59億4,100万円余の増額、款3民生費、項4児童福祉費で8,996万6千円の増額を行っています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。

7ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目18特別定額給付金で59億4,100万円余を追加しています。国民の家計を支援するため、国民一人当たり10万円を給付される特別定額給付金の給付等に要する経費でございます。節18負担金補助及び交付金で、特別定額給付金59億円を追加しています。また給付事務費として、会計年度任用職員等の人件費や相談コールセンターの設置に要する経費など、合わせまして4,104万4千円を計上しています。これらの経費については、全て国庫支出金として財源措置されております。

8ページに移ります。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費で、新型コロナウイルス対策住居確保給付金516万円を追加しています。離職や廃業または休業などにより収入が減少し、住居を失うおそれのある方を対象に、賃貸住宅等の家賃として給付するものでございます。国の補助率が4分の3となっておりまして、387万円を特定財源としております。

同じく項4児童福祉費、目3子ども・子育て支援費、節18負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス対策保育環境改善等事業費補助金526万7千円、また目4保育園運営費、節17備品購入費で189万9千円を追加しております。令和元年度の補正予算（専決第1号）で説明した内容と同様で、保育所等におけるマス

ク等の購入の感染拡大防止に要する経費で、これらの経費は、全額国庫支出金で補われます。

続いて、同じく目6子育て世帯臨時特別給付金で8,280万円を追加しております。子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯の児童一人当たり1万円を支給する、子育て世帯臨時特別給付金の給付等に要する経費でございます。節18負担金補助及び交付金で、子育て世帯臨時特別給付金7,900万円を追加しています。また給付の事務費として、会計年度任用職員等の人件費やその他の事務経費を含めまして、380万円を合わせて計上しております。これらの経費につきましても、全て国庫支出金として財源措置されております。

9ページをお願いします。

続いて、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費で471万4千円を追加しております。避難所開設時における感染拡大防止に関する経費でございまして、消毒液やマスク等の消耗品費414万5千円、消毒液自動噴霧器等の機械器具購入費56万9千円を計上しております。

続いて、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費で356万5千円、同じく項3中学校費、目1学校管理費で138万5千円を追加しております。市立の全ての小中学校における消毒液や体温測定器の購入など、感染拡大防止対策に要する経費です。いずれも対象経費の2分の1について、国庫支出金を見込んでおります。

最後に、歳入の説明をいたします。

6ページにお戻りください。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金を848万円追加しまして、補正後の財政調整基金繰入金を22億3,440万2千円としています。特定財源につきましても、歳入の説明の中で説明しましたが、今回の事業実施をするにあたりまして、特定財源で不足する額について一般財源として財源調整するものでございます。

以上で、承認第9号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第9号の詳細説明が終わりました。

これから承認第9号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題となっております令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号）につきまして、3点質問いたします。

まず1点目は、申請の期限がおおむね3か月間とってあったと思いますが、何らかの理由で期限に間に合わなかった場合にどうなるのか、延長できるのかというのが1点。その中で特別定額給付金についてです。

2点目は、代理申請ができると聞いておりますけれども、どのような場合に、ど

のような方法ですればいいのかというのが、2点目。

3点目は、今問題になっておりますDV被害者の件につきましてですが、このような方が宇城市ではどれくらいおられるのかということ、避難されている人に直接わたるよという話がありますけれども、事前の情報等がなければ、基本的には世帯主にいくようにはなると思いますが、その辺がどうなるのかということをお尋ねいたします。

再質疑は、質問席から行います。

○総務部長（成松英隆君） まず、3か月の申請期間を超えたらどうなるかということで、こちらはもうその日まででございます。郵便で言いましたら、消印日がその日ということになります。

それと、2点目の代理申請ということで、例を申しますと、世帯主が寝たきりで代理申請ができますかというようなことがございましたら、本人と代理人との関係を確認する書類が必要でございます。それと代理申請ができる範囲は、おおむね対象者の属する世帯の世帯構成者、それと法定代理人ですね、成年後見人等がございます。それと、親族や施設等で日ごろから申請者の身の回りの世話をしている方で、市が特に認める方ということで、例を申し上げますと、単身世帯で寝たきりの方や認知症の方などがございます。

最後にDVの件ですけど、こちらの方で把握しておりますのは、DVは宇城市関係で5件が登録されておまして、申請された方が23件でございます。DVにつきましてはその後発覚しまして、そちらの方が別の市町村にいらっしゃると仮定しまして申請されますと、その方も法定の基準を満たせば10万円は支給できることになります。もう一方にお支払いした分から返していただくような形をとらせていただくようになると思います。

○20番（中山弘幸君） 例えば、代理申請ですけれども、基本的には同居家族か法定代理人、あるいは施設に入所されている方も施設の職員ということですが、例えば意思表示とかその辺の部分も、なかなか確認とかその辺はどうなりますか。基本的には、意思表示ができるのが基本だと思いますけれども、その件と、DVは1回お支払いして返してもらうということで一応理解をいたしました。その1点だけ。

○総務部長（成松英隆君） 今回の申請は、原則として郵送でございますので、郵送される分に書類が整っておれば、こちらの方は支払うということになります。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第9号については、委

員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第9号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第9号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号）（令和2年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第9号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

次に、議案第41号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第41号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明をいたします。別冊で配布しております、令和2年度宇城市各会計補正予算書の中の宇城市一般会計補正予算（第1号）の1ページをお願いします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,802万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ404億2,013万9千円としております。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に係る市の独自施策としまして、市内に事業所等を有する小規模企業者や農林漁業者に対し、事業を継続するための事業全般に使える市独自の支援金10万円を交付する事業持続化対策特別支援金や、市職員の在宅勤務（テレワーク）及び分散業務の環境整備を行う必要が生じたもので、予算対応を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入費目では、款18繰入金、項2基金繰入金で3億1,800万円余を増額しております。具体的には財政基金からの繰入れとなりまして、今回の補正予算の財源は、全て一般財源での対応としております。

3ページに移ります。歳出費目でございます。款2総務費、項1総務管理費で1,520万1千円の増額、款6商工費、項1商工費で3億200万円余の増額となり

ます。

続いて、歳出の主な内容について説明いたします。

7ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目11情報システム運営費で1,520万1千円を追加しております。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、職員が在宅勤務及び会議室等を利用した分散勤務の実施に伴います環境整備に要する費用となります。具体的には、在宅勤務用に機器購入費及びセキュリティ費用、また分散勤務対応として無線LAN機器の購入や配線工事等を計上しております。

続いて、款6商工費、項1商工費、目3商工振興費で3億200万円余を追加しております。市単独で行います事業持続化対策特別支援金の給付等に要する経費でございます。節18負担金補助及び交付金で、事業持続化対策特別支援金として3億円を追加しております。また、給付事務費として、会計年度任用職員等の人件費や申請受付・審査等に要する事務費など、合わせて282万3千円を計上しています。

以上で、議案第41号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第41号の詳細説明が終わりました。

これから議案第41号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 今までの中では、ほとんど一般財源のは基金繰入れでやっておられるんですけども、これは今の段階ではやむを得ないのかもしれませんが、いわゆる1兆円の地方創生の特例交付金ですか、2億6,000万円近く宇城市は来るような予定になっているように思いますが、これの使い道はこの辺に代用できるのか。まだそれはたぶん6月議会でその使い道は出てくるんだろうと思いますけれども、その辺の代用できるものかどうか。特にそれと、今回の中では金利の部分についても、これも全て一般財源ということですがそれにも使えるのか、その辺のことも含めて概略を説明してください。

○企画部長（中村誠一君） 現在今の予算については、一般財源から少し財調からも少しということですが、今回一次の配分が今おっしゃった2億6,500万円程度、一次の交付金の配分がっております。一応、今回実施計画ということで国の方から依頼がありまして、そちらの方に乗せて臨時交付金の対象とするということで、一応申請を上げる形になっております。今まだその取りまとめの途中なんですけれども、先ほどの利子補給分、それから今回の事業持続化の特別支援金、これも一応乗せます。乗せて、交付金の対象として申請をする予定でおります。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから議案第41号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第41号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、同意第7号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、同意第7号固定資産評価員の選任について説明いたします。議案集は38ページになります。

本案は、市職員の4月1日付けの人事異動に伴いまして、宇城市固定資産評価員を新たに選任するためのものがございます。固定資産評価員を選任するには、地方税法の規定によりまして議会の同意を要することから、この議案を提出するものがございます。

固定資産評価員に選任したいのは、宇城市松橋町浅川1245番地、氏名が杉浦正秀、生年月日が昭和37年4月22日、現在、市民環境部長の職にある者でございます。

以上で、同意第7号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 同意第7号の詳細説明が終わりました。

これから同意第7号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております同意第7号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第7号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第7号固定資産評価員の選任について（杉浦正秀氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第7号はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川洋一君） 起立全員です。したがって、同意第7号はこれに同意することに決定しました。

ここで執行部は退席をお願いします。お疲れ様でした。

（執行部 退席）

-----○-----

日程第17 常任委員の変更

○議長（石川洋一君） 次に、日程第17、常任委員の変更を行います。

常任委員の変更につきましては、委員会条例第8条第3項の規定に基づき、本日、常任委員会の所属を変更しました。皆様のお手元にお配りしました名簿のとおりであります。

常任委員会の構成ができましたので委員会室におきまして、それぞれ委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員長、副委員長が決まりましたら、委員長は互選の結果を議長まで御報告願います。

ここでしばらく休憩します

-----○-----

休憩 午後1時50分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、常任委員会委員長及び副委員長の互選結果を申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に豊田紀代美君、副委員長に坂下勲君。

建設経済常任委員会委員長に福田良二君、副委員長に永木誠君。

民生常任委員会委員長に山森悦嗣君、副委員長に溝見友一君が互選されました。

-----○-----

日程第 18 議会運営委員の選任

○議長（石川洋一君） 次に、日程第 18、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 14 条の規定に基づき、岡本泰章君、溝見友一君、大村悟君、園田幸雄君、河野一郎君、中山弘幸君及び私、石川洋一が辞任し、委員会条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、新たに次の 7 人を指名いたします。

原田祐作君、高橋佳大君、園田幸雄君、河野一郎君、長谷誠一君、入江学君、岡本泰章君、以上であります。

ただいま議会運営委員会の構成ができましたので、第 2 委員会室におきまして委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

委員長、副委員長が決まりましたら、委員長は互選の結果を議長まで報告お願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします

-----○-----

休憩 午後 2 時 12 分

再開 午後 2 時 30 分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果を申し上げます。

議会運営委員長に岡本泰章君、副委員長に高橋佳大君、以上お二人が議会運営委員会委員長及び副委員長に互選されました。

-----○-----

○議長（石川洋一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和 2 年第 1 回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後 2 時 32 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

令和2年第1回臨時会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対		
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章					
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第3号) (令和元年度宇城市一般会計補正予算(専決第1号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	承認	21	0
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第4号) (宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	21	0	
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第5号) (宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0	
承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第6号) (宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定)	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	●	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	承認	18	1	
承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第7号) (令和2年度宇城市一般会計補正予算(専決第1号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	21	0	
承認第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第9号) (令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	21	0	
承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第10号) (宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定)	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0	
承認第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第11号) (宇城市道路占用料徴収条例及び宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	21	0	
承認第9号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第12号) (令和2年度宇城市一般会計補正予算(専決第2号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	21	0	
議案第41号 令和2年度宇城市一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0	